

福崎町子ども・子育て支援事業計画

中間改訂版

平成27年3月

中間見直し 平成30年3月

福 崎 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と背景	1
第1項 国の少子化対策	1
第2項 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	1
第3項 計画の性格と位置づけ	2
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の策定体制	3
第1項 福崎町子ども・子育て会議の設置	3
第2項 アンケート調査の実施	3
第4節 計画の中間見直し	4
第1項 中間見直しの趣旨	4
第2章 福崎町の子どもと子育てを取り巻く現状	5
第1節 福崎町の現状	5
第1項 人口等の状況	5
第2項 子どもの状況と子育ての実態	12
第2節 これまでの子育て支援施策の分析・評価	14
第3節 アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ	16
第1項 母親の就労状況	16
第2項 平日の定期的な教育・保育事業の利用	16
第3項 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用	18
第4項 子どもが病気の際の対応	18
第5項 不定期の教育・保育事業の利用	19
第6項 地域子育て支援事業の利用	19
第7項 学童保育の利用	20
第8項 行政サービスへの要望	21
第9項 子育てを支援する生活環境の整備	22
第10項 仕事と子育ての両立	22
第3章 計画の基本的な考え方	23
第1節 基本的な視点	23
第2節 基本理念	24
第3節 基本目標	25
第4節 計画の体系	27

第4章 施策の展開	28
第1節 【基本目標1】地域における子育て支援	28
第1項 《基本施策1-1》子育て支援ネットワークの構築	28
第2項 《基本施策1-2》子育て相談・情報提供体制の充実	29
第3項 《基本施策1-3》子育て中の親が交流できる場所づくり	30
第4項 《基本施策1-4》地域における子どもの健全育成活動の充実	31
第5項 《基本施策1-5》世代間交流の促進	33
第6項 《基本施策1-6》経済的負担の軽減	34
第2節 【基本目標2】母親及び子どもの健康の確保	35
第1項 《基本施策2-1》母親や乳幼児の健康の確保	35
第2項 《基本施策2-2》食育の推進	37
第3項 《基本施策2-3》思春期保健対策の充実	39
第4項 《基本施策2-4》小児医療体制の整備・充実	41
第3節 【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	42
第1項 《基本施策3-1》次代の親の育成	42
第2項 《基本施策3-2》生きる力を育む教育の推進	43
第3項 《基本施策3-3》家庭の教育力向上の促進	45
第4節 【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備	46
第1項 《基本施策4-1》子育て支援施設や遊び場の整備	46
第2項 《基本施策4-2》安心・安全な生活環境の整備	47
第5節 【基本目標5】仕事と子育ての両立の推進	48
第1項 《基本施策5-1》多様な保育サービスの充実	48
第2項 《基本施策5-2》仕事と子育てを両立するための社会環境の整備	63
第6節 【基本目標6】子ども等の安全の確保	64
第1項 《基本施策6-1》子どもの交通安全を確保するための活動の推進	64
第2項 《基本施策6-2》子どもを犯罪から守る活動の推進	65
第7節 【基本目標7】要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	66
第1項 《基本施策7-1》いじめや児童虐待等の対策の充実	66
第2項 《基本施策7-2》ひとり親家庭の自立支援の推進	68
第3項 《基本施策7-3》障がいのある子どもへの支援	69
第5章 計画の推進	71
第1節 点検、評価（PDCA）	71
第2節 計画の推進体制	71
第3節 計画内容の周知徹底	71
参考資料	72

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

第1項 国の少子化対策

平成2年、合計特殊出生率が1.57と戦後最低になったのを受け、国においては平成6年のエンゼルプランの策定を皮切りに、平成15年の少子化社会対策基本法に続く次世代育成支援対策推進法の制定など、総合的な少子化対策を進めてきました。しかし、出生率の低下に伴う少子化の進展により、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況です。

幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて総合的に提供する必要性も改めて認識されました。

こうした課題に対処し、国や地域をあげて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要があるとの機運が高まり、新たな子育て支援制度の検討が行われてきました。

このような中で平成24年8月、社会保障・税一体改革の一項目として、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（子ども・子育て関連3法）が可決・成立しました。

第2項 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、子育てをめぐる課題の解決をめざし、地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営やサービス提供を行っていくなど、自治体の権限と責任が強化されることになりました。

すべての自治体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められました。

このため、本町においても、平成27年4月の新制度施行に向け、福崎町子ども・子育て支援事業計画を策定するものとします。

第3項 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

本計画は、「福崎町総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、本町では、平成13年度に「福崎町エンゼルプラン」を策定し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを社会全体で進めるための子育て支援施策を推進してきましたが、平成17年3月に「次世代育成支援対策推進法」に基づき、新たな子育て支援の総合的な計画として「福崎町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、計画的かつ着実に次世代育成支援対策を実施してきました。

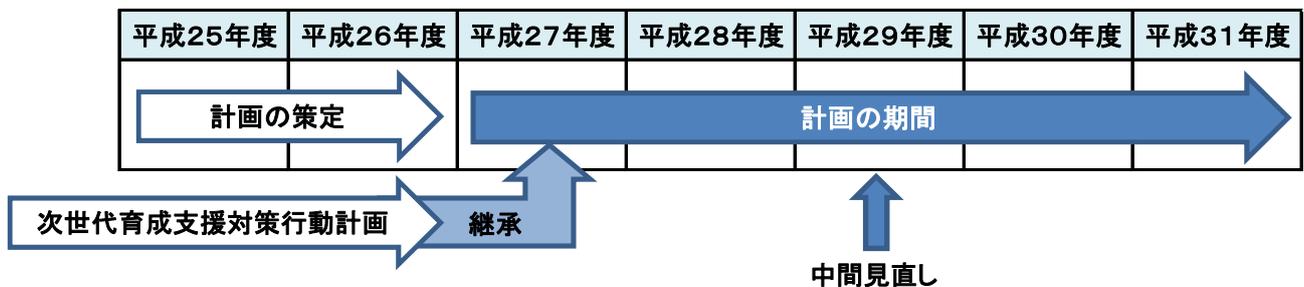
平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、市町村においては、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、子育て支援にかかる様々な取組みを計画的に進めるため、平成27年4月から5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされ、平成26年度末までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」について、法の有効期限を平成37年3月末まで10年間延長するとした一部改正が行われました。

そして、本計画は、「福崎町次世代育成支援対策行動計画」を継承し、さまざまな分野の取組を総合的・一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

さらに、本計画の推進にあたっては年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、計画期間中であっても様々な状況の変化により必要が生じた場合は適宜、計画の見直しを行います。

第2節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



第3節 計画の策定体制

第1項 福崎町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、組織の代表者や保護者、庁内関係団体代表者等からなる「福崎町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に反映していただくためにさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

第2項 アンケート調査の実施

町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、平成25年11月5日から11月21日にかけて、就学前児童及び就学児童を持つ保護者を対象として「福崎町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査概要】

調査地域	福崎町全域
対象者	①町内在住の0歳～6歳（小学校入学前）の保護者 ②町内在住の小学1年生～4年生の保護者
標本数	1,461名（① 830名 ② 631名）
調査方法	保育所・幼稚園・小学校を通じた直接配布及び郵送配布・郵送回収による調査
調査期間	平成25年11月5日～平成25年11月21日

【回収結果】

	就学前児童	就学児童 (小学生)	合計
調査対象者数（配布世帯数）	830	631	1,461
有効回収数	581	589	1,170
有効回収率	70.0%	93.3%	80.1%

第4節 計画の中間見直し

第1項 中間見直しの趣旨

福崎町子ども・子育て支援事業計画では、幼児期における教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めており、中間年を目安に見直しを図ることとされています。

また、教育・保育に関する「量の見込み」は、就学前児童の推計人口にアンケート調査等から得られたニーズ割合を乗じることによって算出していますが、保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出などの社会環境の変化に伴い、子どもへの教育・保育に関するニーズが変化しています。更に、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度施行に合わせ、町内の幼稚園及び保育所(保育園)が認定こども園に移行したことにより子どもの教育・保育の提供体制も変化しています。

このような状況を踏まえ、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）に基づき、推計人口と実態の乖離状況や認定こども園等利用状況、また新制度による認定こども園等の運営に関する状況などを加味し、「量の見込み」及び「確保方策」を見直すこととしました。

中間見直しにあたっては、下記の項目に関する平成30年度及び31年度の「量の見込み」及び「確保方策」について、子ども・子育て会議において検討を行いました。

〈見直しの範囲〉	第4章 第5節 第1項 多様な保育サービスの充実
	2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
	3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと支援体制の確保
	※その他の内容は、平成27年3月策定の「福崎町子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎます。

（参考）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）抜粋

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 (略)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は、四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。